新たに設置された附属機関等に係る協議結果(一覧) 〜会議の公開・公募委員の選任について〜

資料4

①京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会(平成28年8月)保健福祉局 障害保健福祉推進室				
〈目的〉	<会議> 公開	<市民公募委員> 来年度に公募する		
京都市手話言語がつなぐ心豊かな共 生社会を目指す条例(京都市手話言語 条例)第7条「推進方針の策定」及び 同第8条「推進方針及び施策の実施状 況」について当事者及び関係者から意 見を聴くため	〈理由〉	〈理由〉 平成28年度については、至急開催する必要があり、公募期間を確保できないことから、来年度の会議に間に合うよう公募を実施する。		
	〈市民協働推進担当の意見〉 会議の公開については問題なし。 委員公募については、今年度については至急開催する必要があり、公募期間を確保できないとのことであるが、来年度には必ず公募を実施していただくようお願いをする。			
②「ふれあい・アテンダント」連絡会議(平成28年8月)教育委員会事務局 指導部 生徒指導課				
〈目的〉	<会議> 公開しない	<市民公募委員> 公募しない		
携した取組を進めていくことの有用性 について,学識経験者やフリースクー ルから幅広い意見を得る。	<理由> 個人のプライバシーに関する情報を扱うため	〈理由〉 現在進行中の不登校の子どもに対する訪問支援を行っている事例について、専門知識を有する学識経験者からも話を聞きながら、子どもへの支援のあり方について関連機関・団体の連絡・共有を行う会議であるため、市民公募委員になじまないと考えられる。		
	〈市民協働推進担当の意見〉			
	会議は非公開であるが、個人情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第1号」のプライバシー情報に当てはまる。 公募委員が選任されていないが、不登校の子どもに対する訪問支援についての事例を扱う関係機関・団体の連絡・共有会議であるため、市民公募委員になじまないと認める。			

③京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議(平成28年8月)産業観光局 農林振興室 林業振興課

〈目的〉

京都市域における集中的な森林整備に 向けた森林・林業の新たな仕組みづく りについて,専門的な見地から幅広く 意見を求めることを目的とする。

 <会議>
 <市民公募委員>
 公募しない

 (理由)

検討会議では、現行制度においては措置が不十分な事項 について、特区申請等を活用し、新たな仕組みづくりを行 うにあたり、議論を行うものである。

新たな仕組みづくりについては,所有者不明の森林への 対応など,財産権,所有権に係る法的な課題及び京都市の 全森林に係る広域的な森林整備の取組方針を議論していた だく。

本件等会議の趣旨は,法律家及び京都市において広域的 に森林整備を実施している関係機関から意見聴取を行うも のであるため,市民委員の公募を行うことは適当でない。

<市民公募委員>公募する(募集人数1名/応募者11名)

〈市民協働推進担当の意見〉

会議の公開については問題なし。

公募委員が選任されていないが、本附属機関では「京都市域における集中的な森林整備」について、財産権、所有権に係る法的な課題及び京都市の全森林に係る広域的な森林整備の取組方針を議論するに当たり、法律家及び京都市において広域的に森林整備を実施している関係機関からの意見聴取を主に行うものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。

④元立誠小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会(平成28年9月)行財政局 資産活用推進室

〈目的〉

(設置の目的)

元立誠小学校跡地活用係る契約候補 事業者を選定するに当たり,専門的な 見地からの提案審議等を行うため,有 識者等による契約候補事業者選定委員 会を設置する。

(審議内容)

応募事業者の提案審議等を行う。

 <会議>
 一部非公開

 〈理由〉

募集要項策定を目的とした第1回選定委員会のみ一部公開とし、その後の審議は、京都市情報公開条例第7条の非公開情報である「法人等事業活動情報」、「審議、検討、協議情報」等を取り扱うため非公開。

(市民協働推進担当の意見)

会議は一部非公開であるが、特定の者に不当に利益を与えるおそれがある情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第2号及び第5号」の法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に当てはまる部分は、非公開とのこと。

委員公募については問題なし。

⑤京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会(平成28年10月)都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課			
〈目的〉	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない	
	(理由) 法人等の事業活動に関する情報/審議,検討,協議情報/事務又は事業遂行情報	〈理由〉 本附属機関で審議する八条市営住宅団地再生事業は、老柄化した住棟の建替えと余剰地の活用によっる。 境の確保と団地内外の活性性を図るる本市で初める。 近年にはない大規模な建替えとなるしている。 近年にはない大規模な建替えとないる。 近年にはない大規模な連替えとないる。 近年にはない大規模な連替えとないる。 よって、本附属機関での高速では、「PFI手法事業者提案を不動適では、「等を経済を経済を経済を経済を経済を表するととも、「等をを経済を表するとも、「等ををである。 を事業のである。 またの、事業者をである。 まため、事業者をである。 まため、事業者をである。 まため、事業者をである。 まため、事業者をである。 まため、事業者をのであるにより、「は、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、は、「は、」では、は、「は、」では、は、「は、」では、は、「は、」では、は、「は、」では、は、「ない、では、は、」では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
	〈市民協働推進担当の意見〉 会議は一部非公開であるが、非公開部分では「京都情報公開条例」第7条第2号「法人等の事業活動に関する情報」、第5号「審議、検討、協議情報」及び第6号「事務又は事業遂行情報」を取り扱う。 公募委員が選任されていないが、本附属機関では「八条市営住宅団地再生事業」について、老朽化した住棟の立替えと余剰地の活用によって良好な住環境の確保と団地内外の活性化を図るため、「住宅」「都市計画」「建築実務」「財務」についての高度に専門的な知識や、地元の方の豊富な知見をもって審議する必要があり、委員の定数に対してかかる業務に必要な委員を配置するにあたり、公募委員を入れることが困難であると認める。ただし、委員の条件については、設置根拠の条例上明記されていないこと、また、専門事項であっても当該分野の知識を持った市民もいると考えられることから、公募実施については今後検討していただくようお願いしたい。		

⑥京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用に係る契約候補事業者選定委員会(平成28年11月)総合企画局 プロジェクト推進室 〈目的〉 一部非公開 <市民公募委員> 公募する(募集人数1名/応募者5名) <会議> 〈理由〉 募集要項策定を目的とした第1回選定委員会のみ一部公 京都市中央卸売市場第一市場水産事 開するが、その後の審議は、京都市情報公開条例第7条の 務所棟敷地の一部及び南関連事業者棟 非公開情報である「法人等事業活動情報」、「審議、検 敷地(以下「賑わいゾーン」とい 討、協議情報」等を取り扱うため。 う。) を活用する契約候補事業者の選 〈市民協働推進担当の意見〉 定その他必要な事項について, 市長の 諮問に応じ、審議する。 会議が一部非公開とされているが、非公開部分では京都市情報公開条例第7条第2号及び5号にあたる「法人等事業 活動情報」、「審議、検討、協議情報」等を取り扱う。 公募委員は選任されるため、特に問題なし。 ⑦旧伏見桃山城キャッスルランド第3駐車場公募活用検討会議(平成28年12月)文化市民局 市民スポーツ振興室 〈目的〉 <市民公募委員> 公募する(募集人数1名/応募者2名) 一部非公開 <会議> 〈理由〉 設置等の目的及び審議する内容 旧伏 見桃山城キャッスルランド第3駐車場 法人等の事業活動に関する情報を審議するため に民間活用によるスポーツ施設の整備 を行うにあたり、スポーツに関する専 〈市民協働推進担当の意見〉 門的な知識を有する者その他の学識経 験者等から意見を聴取するため設置す 会議は一部非公開であるが、非公開部分では、法人活動に関して公開していない資産状況や運営している類似施設経 検討会議においては、①公募条件や審 営状況等を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第2号」の法人等の事業活動に関する情報に当てはまる部分 査基準等の検討(公開),②提案内容 は、非公開とのこと。

委員公募については問題なし。

の審査等(非公開)を行う。

⑧将来道路ネットワーク研究会(仮称)(平成28年12月)建設局 建設企画部 建設企画課			
〈目的〉	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない	
本市の将来を見据えた道路ネット ワークの在り方について,広域的な視 点で多様な意見交換を行い,意見聴取 することを目的とする。	〈理由〉 具体的な整備ルート等に議論が及ぶ場合などについて は、利害関係が生じるため、一部非公開とする。	(理由) 将来道路ネットワークの検討に当たり,交通面からは,将来推計(発生集中交通量)及び道路ネットワークの整部で設定とり、交通面から整備状況等から,対象路線の予測交通量が高ことが求められる辺とが表別の予測の予測の予測を議論である。ともに,内々,内外外外交通ととのである。ともに,内々,外外交通ととがでがである。として、のなり、がでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、して、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
	〈市民協働推進担当の意見〉 会議が一部非公開とされているが、非公開部分では具体的な道路の整備ルート等を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第6号」の事務又は事業遂行情報に当てはまる。 公募委員が選任されていないが、本附属機関では「将来道路ネットワーク」の構築に向けて、交通面及び防災面から具体的な対策案を議論するに当たり、道路ネットワークに精通する研究者と国土交通省及び京都府の関係部署から主に意見聴取を行うものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。		

⑨京都こども文化会館あり方懇談会(平成28年12月末)京都市 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 / 京都府 府民生活部 青少年課 〈目的〉 一部非公開 公募する(募集人数1名/応募者8名) <会議> <市民公墓委員> 府市協調の第一号施設である「京都 こども文化会館」について、 開設から 法人等の事業活動に関する情報は非公開 30年以上が経過していることから, 〈市民協働推進担当の意見〉 設置目的に照らしたうえで、改めて、 施設の利用実態や代替施設の存在及び 会議が一部非公開とされているが、非公開部分では「京都市情報公開条例第7条第2号」の法人等の事業活動に関す 施設の老朽化を踏まえた必要性等につ る情報を取り扱う。 いて、意見を求めることを目的に開催 委員公募については問題なし。 する。 ⑩京都市商業振興アドバイザリー会議(平成29年1月)産業観光局 商工部 商業振興課 〈目的〉 <会議> 公開する <市民公募委員> 公募する(募集人数1名/応募者3名) (目的) 「京都がめざす商業の姿」の実現に 向け、本市の商業振興施策について専 門的な見地から意見交換を行ってもら 〈市民協働推進担当の意見〉 (会議内容) 「京都がめざす商業の姿」の実現に 向けた商業振興施策となっているかの 問題なし。 確認及び実現に向けての意見を聴取す る。